日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 11. 20

No.12-076

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

控訴理由書トピックシリーズ（その 11 …最終号）

■ 控訴審（第 2 審）では控訴した原告は「控訴人」
会社は「被控訴人」と表記
■ 表題は世話人による

解雇された者の個別の事情、
経済的・精神的被害の大きさを一切見ない原判決

本件解雇により控訴人らは、以下で述べるとおり、莫大な経済的不利益と精神的な被害を被ったのであり、本件解雇は、社会的相当性が欠如した違法な解雇なのであって、このような不利益性、被害を無視した原判決は許されるものではない。

「仕事はずし」で乗務資格を喪失させて、
わざわざ再就職が困難な状況に追い込み
会社から追い出した

被控訴人は、運航乗務員が…それでなくても転職が困難な職種であることを承知しつつ、かつ実質的な求人がほとんどない中で、十分な再就職支援を行わなかったばかりか、「仕事はずし」によって乗務資格を喪失させるなどして、わざわざ、「転職しても直ちには乗務ができない状態」にすることによって、更に再就職が困難な状況に追い込んだ上で
会社から追い出したのである。これは極めて残酷な仕打ちである。

乗務はずし時の面談では退職を強く求められ、・・・崖の淵に絶たされたような恐怖感や地球の終わりのような絶望感が押し掛かってくるように思った。

ラインでの実運航にかかわる最新情報や運航要領、操縦技量の維持等に不安が生じ、大変なストレスであった。

乗務はずし…によって乗務資格を失った…甚大なストレスを感じ…訓練を受けなければ乗務復帰できないほど自身の技能レベルが低下していると認識させられ、大変大きな不安を感じた。

経済的にも人生設計は大きく崩れ、そして、「貸付金一括返済」で更に追い討ち

本件解雇によって、控訴人らの生活は一変した。人生設計は大きく崩れ、家族の生活への影響も重大なものであった。

経済的な不利益としては、一つの例としてローン問題がある。
中には、扶養家族を持ち、かつ５０００万円ものローンを抱え、再就職できずにいる者もいる。

また、ローンを抱えている控訴人らの中には、社内住宅貸付金を受けている者もいた。
被控訴人は、原判決の直後、社内住宅貸付を受けている控訴人らに対して、平成２４年５月末日までに返済すること及び５月末日までに支払がない場合は、遅延利息年利１８.２５％を付加する旨の通知書を送りつけた。

このような通知書が届けられた控訴人らは、本件解雇により経済的に困窮していく中で更に追い詰められた。

（乗員組合は、前記通知書につき、被控訴人に対して抗議をするとともに、ローン返済の工面を含めた対策を考えざるをえなくなった）

ローンの組み換えなどすることもできず、将来の年金として預け入れておいた商品を解約し弁済に当てることで対応するしかなかった

機長昇格目前の解雇によって人生設計は大きく狂った。・・・一括返済の請求を受け、現在の状況では、何とか生活はできても定年退職後の蓄えが出来ず、ぎりぎりの生活となっている

「障害・介護」などそれぞれの持つ事情は全く考慮されず

子どもの養育や家族の介護の問題を抱えた控訴人が大多数を占めており、本件解雇は、多くの控訴人及びその家族に甚大な被害を与えた。

住宅ローンがあり、…障害を持つ子…母への仕送りをする生活…面談でこのことを述べてきた。しかし、このような事情は全く加味されることなく、解雇された

妻の（病気のことを訴えても）被控訴人に…とりあってもらえず、解雇され、…社宅については、…無収入となったことから支払ができず、退去せざるを得なかった・・・再就職も困難で収入も無く、・・・介護費用の捻出も支障をきたすこととなった

自力歩行が困難な母の介護・・・しかし、被控訴人には全く考慮されず、解雇された

本人・家族を精神的に追い込む「解雇」

乗務を外され、面談で解雇を強要される生活は、控訴人や家族に重大な精神的被害をもたらすものであった。

家族を路頭に迷わせると何日も眠れぬ日々を送り、体調を崩した。年齢や資格上のハードルは想像以上に高く厳しい

職を失い恐怖から眠ることもできず、精神的に不安定になり、妻も精神的に非常に追い込まれ、年老いた両親が生活の心配をして毎日のように電話をしてきた

「使い捨ての物ではありません、人格を持った一人の人間です」

長年にわたって被控訴人の安全運航を支えてきた控訴人らに対する、本件解雇が、労働者の尊厳を踏みにじるものであったことを示している。

被控訴人が、真に、安全運航を堅持し、国民、利用者の信頼を回復して再建を果たしていくという目的にとって、本件解雇はこれを阻害するものでしかなく、かかる社会的相当性を著しく欠く本件解雇が、違法無効なものであるとの判断が控訴審裁判所において求められている。